

遺族厚生年金の見直し

- ✓ 女性の就業率の向上などに合わせて、**遺族厚生年金の男女差を解消**します。
【男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施】

現在の仕組み

女性

30歳未満で死別：5年間の有期給付

30歳以上で死別：無期給付

男性

55歳未満で死別：給付なし

55歳以上で死別：60歳から無期給付

見直し後

60歳未満で死別：原則5年間の有期給付

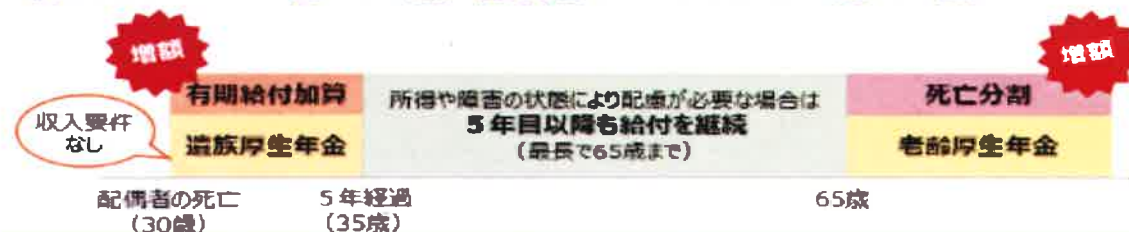
配慮が必要な場合は
5年目以降も給付を継続

- 有期給付の収入要件（年収850万円未満）を廃止
- 年金額の増額（有期給付加算、死亡分割）

60歳以上で死別：無期給付（現行どおり）

いずれも、こどものいない場合（※こどもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）
こどもがいる場合は、上記年齢を超えるまでは現行制度と同じ。超えた後から原則5年の加算によって増額された有期給付→継続給付となる。

【例】こどものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）



現在と変更のない方

- ・60歳以上で死別された方
- ・こども（上記※に該当）を養育する間にある方の給付内容
- ・改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- ・2028年度に40歳以上になる女性